

姫路市耐震改修促進計画  
(改定版)

平成28年3月

姫 路 市



# 目 次

1. 耐震改修促進計画(改定版)の概要	
(1) 計画改定の背景と位置付け	1
(2) 計画の対象と期間	4
2. 耐震化の現状と目標	
(1) 想定される地震の規模・被害	5
(2) 耐震化の現状	8
(3) 耐震化の目標	12
3. 耐震化を促進するための支援策	
(1) 支援策の実施状況	16
(2) 耐震化を促進するための支援策の課題	20
(3) 耐震化を促進するための支援策	22
(4) 市有建築物の耐震化の促進	23
4. 耐震化を促進するための普及・啓発	
(1) 普及・啓発の実施状況	24
(2) 耐震化を促進するための普及・啓発	26
5. 総合的な地震対策の促進	
(1) 建築物の総合的な地震対策	28
(2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進	30
(3) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化の促進	31
6. その他耐震化の促進に関し必要な事項	
(1) 耐震化の実施状況の把握	33
(2) 耐震化の目標・施策の見直し	33
用語の解説	34

解説のある用語には初出ページに※印を表示しています。



# 1. 耐震改修促進計画（改定版）の概要

## （1）計画改定の背景と位置付け

### ① 改定の背景

平成7年(1995年)1月17日に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）では約6,400人の方が亡くなり、このうち地震による直接的な死者数は約5,500人、さらにその約9割が住宅・建築物の倒壊等による被害者で、その多くは昭和56年(1981年)に改正された建築基準法による耐震基準（以下、「新耐震基準<sup>\*1</sup>」という）以前に建築された住宅・建築物による被害であったことがわかっている。

その後も、平成16年(2004年)10月の新潟県中越地震、平成17年(2005年)3月の福岡県西方沖地震、平成19年(2007年)7月の新潟県中越沖地震、平成20年(2008年)6月の岩手・宮城県内陸地震などの大規模な地震が頻発しており、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、これまでの想定をはるかに上回る巨大な地震・津波により甚大な被害がもたらされた。

このような状況のもと、阪神・淡路大震災の発生後に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法<sup>\*2</sup>」という。）が平成18年(2006年)1月に改正され、地方公共団体における耐震改修促進計画<sup>\*3</sup>の策定による計画的な耐震化の推進、建築物の所有者等に対する指導等の強化、支援制度の充実といったことが盛り込まれ、国土交通省からは「建築物の耐震診断<sup>\*4</sup>及び耐震改修<sup>\*5</sup>の促進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」が示された。

さらに、平成25年(2013年)11月の耐震改修促進法の改正では、多数の者が利用する大規模建築物などを対象とした耐震診断が義務付けられ、あわせて基本方針についても改正が行われ、平成32年（2020年）における住宅の耐震化率<sup>\*6</sup>を95%（改正前は平成27年（2015年）で90%）とすることが新たな目標として掲げられた。

## ② 改定の目的

姫路市内を東西に横断する山崎断層帯による直下型地震は、今後 30 年間の発生確率が 0～1%程度であるものの、地震の規模はマグニチュード 7.3～7.7 程度になると想定されている。また、姫路市を含む関西圏に大きな被害をもたらすとされている南海トラフ地震については、地震の規模がマグニチュード 8～9 程度、今後 30 年間の発生確率が 70%と想定されるなど地震発生の切迫性が指摘されている。

姫路市では、平成 20 年(2008 年)3 月に平成 27 年度(2015 年度)までを計画期間とする「姫路市耐震改修促進計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、住宅・建築物の耐震化率を平成 27 年(2015 年)までに 90%とすることを目標として、様々な耐震化促進のための取組みを行ってきた。

一方、兵庫県では、「兵庫県耐震改修促進計画」<sup>※7</sup>(以下、「県の計画」という。)を平成 28 年(2016 年)3 月に改定し、平成 37 年(2025 年)における住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を 97%(改正前は平成 27 年(2015 年) 95%)とすることを新たな目標として掲げた。

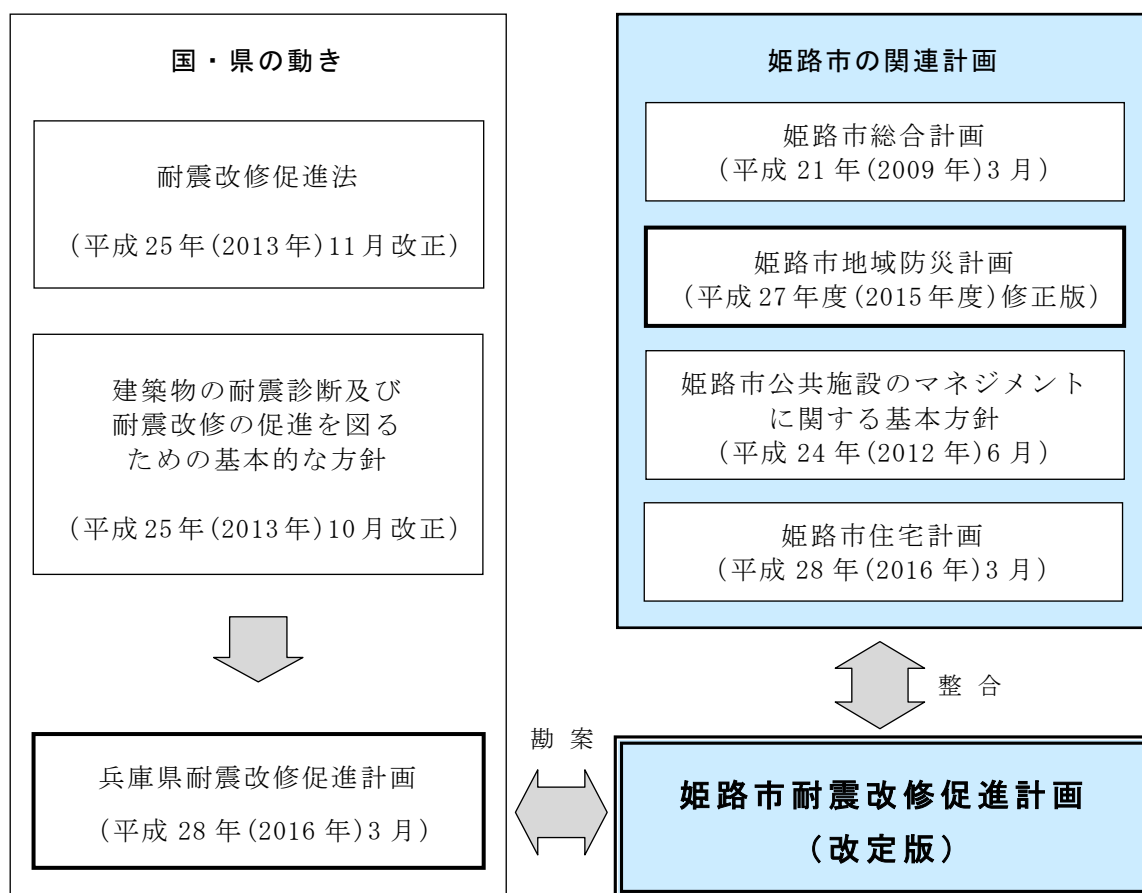
このような大規模地震の発生予測や耐震改修促進法、国の方針、県の計画の改正等を踏まえ、地震による被害を軽減し、都市の防災性を高め、市民の生命と財産を保護することを目的として、本市や市民・事業者が住宅・建築物の耐震化をより一層促進するための指針となる本計画を改定する。

## ③ 計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法に基づき、国の基本方針および県の計画を勘案して改定する。

また、計画の策定や施策の実施にあたっては、防災対策の基本である「姫路市地域防災計画<sup>※8</sup>(平成 27 年度(2015 年度)修正版)」や、「姫路市総合計画<sup>※9</sup>(平成 21 年(2009 年)3 月)」「姫路市公共施設のマネジメントに関する基本方針<sup>※10</sup>(平成 24 年(2012 年)6 月)」「姫路市住宅計画<sup>※11</sup>(平成 28 年(2016 年)3 月)」等の関連計画との整合を図る。(図 1-1)

図 1 - 1 姫路市耐震改修促進計画(改定版)の位置付け



## (2) 計画の対象と期間

### ① 対象区域

本計画の対象とする区域は、姫路市全域とする。

### ② 対象地震

本計画の対象とする地震は、姫路市に甚大な被害を及ぼす可能性がある「山崎断層帯地震」、および近い将来発生する可能性が極めて高い「南海トラフ地震」とする。(2-(1)-②参照)

### ③ 対象建築物

本計画の対象とする建築物は、新耐震基準以前に建築された「住宅」および「多数の者が利用する建築物」のうち、耐震性が確保されていない建築物とする。

### ④ 計画期間

本計画の計画期間は、県の計画の計画期間にあわせ平成 28 年度(2016 年度)から平成 37 年度(2025 年度)までの 10 年間とする。



## 2. 耐震化の現状と目標

### (1) 想定される地震の規模・被害

#### ① 地震被害の履歴

過去に姫路市において震度4以上を観測した大規模地震、あるいは何らかの被害が発生した大規模地震は、以下のとおりである。(表2-1)

表2-1 姫路市に大きな影響を与えた大規模地震の概要

No.	発生年月日	震央・地震名	マグニチュード	市域の震度	市域の被害
1	734. 5. 18	畿内七道	不明		不明
2	868. 8. 3	播磨・山城	7.1	6～7	あり
3	887. 8. 26	五畿七道	8～8.5	4～5	不明
4	1579. 2. 25	摂津	6.0		なし
5	1707. 10. 28	安永地震	8.4	4～5	不明
6	1854. 12. 24	安政南海地震	8.4	4～5	不明
7	1864. 3. 6	播磨・丹波	6.25		なし
8	1916. 11. 26	神戸市	6.1		なし
9	1925. 5. 23	北但馬地震	6.8	4～5	不明
10	1930. 2. 11	和歌山市	5.3		なし
11	1943. 3. 4	鳥取市	5.7		なし
12	1943. 3. 5	鳥取市	6.2		なし
13	1943. 9. 10	鳥取地震	7.2		なし
14	1946. 12. 21	南海地震	8.0		不明
15	1961. 5. 7	—	5.9	3	不明
16	1984. 5. 30	—	5.6	4	あり
17	1995. 1. 17	兵庫県南部地震	7.3	4	あり
18	2000. 10. 6	鳥取県西部地震	7.3	4	あり
19	2013. 4. 13	淡路島付近	6.3	4	あり

資料：姫路市地域防災計画（平成27年度(2015年度)修正版）

これらの中で本市に最も大きな被害を及ぼしたとされる地震は、868年に発生した播磨・山城地震（山崎断層帯）および1995年に発生した兵庫県南部地震（六甲・淡路島断層帯）とされている。

なお、兵庫県南部地震では、本市において震度 4 を観測し、市内での被害状況としては、家屋の一部損壊が 78 棟、負傷者が 2 名、ブロック塀等の倒壊が 12 件であった。

## ② 想定される地震の規模・被害

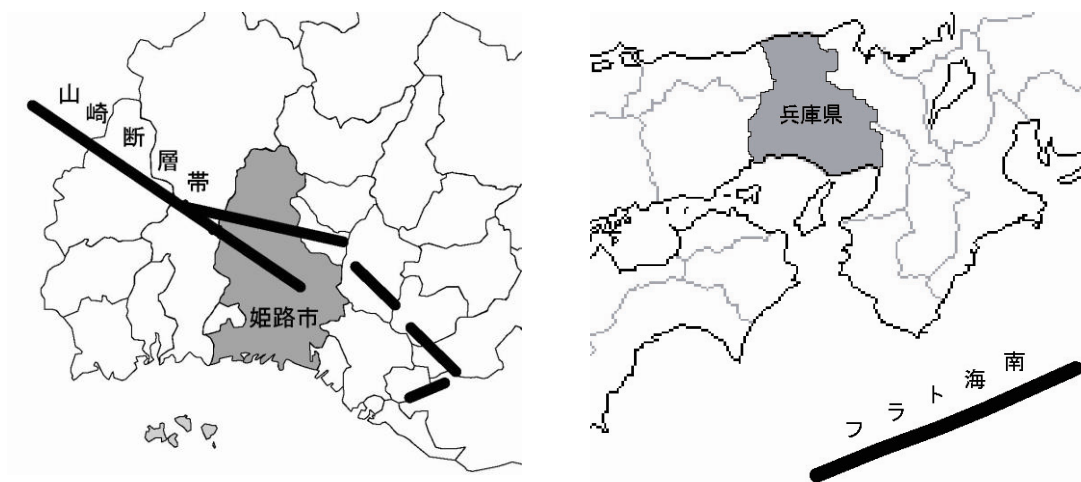
今後、姫路市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、内陸直下型の「山崎断層帯地震」、および今後 30 年以内に発生する可能性が極めて高い海溝型の「南海トラフ地震」がある。(表 2-2・図 2-1)

表 2-2 姫路市に大きな影響を与える可能性が高い地震の規模と発生確率

想定地震	山崎断層帯地震	南海トラフ地震
想定震源地	山崎断層帯	南海トラフ
想定規模	北西部 M7.7 程度 南東部 M7.3 程度	M8~9 程度
今後 30 年以内の発生確率	北西部 0.09%~1% 南東部 0%~0.01%	70%程度

資料：姫路市地域防災計画（平成 27 年(2015 年度)修正版)

図 2-1 姫路市周辺で発生が想定される地震の想定震源地の位置



山崎断層帯地震では、建築物のうち約 18,000 棟が全壊、約 39,400 棟が半壊すると想定されており、その多くが木造の建築物となっている。また、人的被害では死者が約 1,100 人、負傷者が約 6,700 人になると想定されている。

南海トラフ地震は、山崎断層帯地震に比べ被害は少ないものの、建築物では全壊が約 2,000 棟、半壊が約 15,000 棟、人的被害では死者が約 400 人、負傷者が約 2,900 人になると想定されている。(表 2-3)

表 2-3 姫路市に大きな影響を与える可能性が高い地震による被害の状況

被害		想定地震	山崎断層帯地震	南海トラフ地震
全壊	揺れ	木造	14,812	1,817
		非木造	1,078	
	液状化	木造	811	122
		非木造	444	
	土砂災害		720	36
	火災		144 (最大)	25 (最大)
	津波		-	33 (最大)
計		18,009 (最大)	2,033 (最大)	
半壊	揺れ	木造	34,466	10,051 (最大)
		非木造	3,286	
	液状化		-	4,506 (最大)
	土砂災害		1,679	83
	津波		-	498
計		39,431 (最大)	15,138 (最大)	
死者数	建物倒壊		1,007 (最大)	140 (最大)
	土砂災害		49	3 (最大)
	火災		18 (最大)	3 (最大)
	道路被害		3	-
	鉄道被害		18	-
	津波		-	293 (最大)
	計		1,095 (最大)	439 (最大)
負傷者数	建物倒壊		6,693 (最大)	2,180 (最大)
	土砂災害		62	4 (最大)
	火災		-	122 (最大)
	道路被害		137	4 (最大)
	鉄道被害		75	-
	ブロック塀		-	13 (最大)
	津波		-	585 (最大)
計		6,967 (最大)	2,908 (最大)	

資料：姫路市地域防災計画（平成 27 年度(2015 年度)修正版)

## (2) 耐震化の現状

### ① 住宅の耐震化状況

平成 25 年(2013 年)10 月 1 日時点で居住のある住宅数は姫路市内に約 21.6 万戸あり、そのうち約 1/3 の約 7.2 万戸が新耐震基準以前に建築された住宅となっている。

新耐震基準以前に建築された住宅のうち耐震性の不十分なものは約 4.4 万戸であるが、すでに耐震性のあるものも約 2.8 万戸あり、新耐震基準以降に建築された約 14.4 万戸とあわせて耐震性がある住宅は約 17.2 万戸で、耐震化率は約 80%となっている。

平成 25 年(2013 年)時点の住宅の耐震化率は、全国平均で約 82%、兵庫県平均で約 85%となっており、姫路市の耐震化率は全国平均に比べて 2%、県平均に比べて 5%ほど低い水準となっている。

また、耐震性のある住宅を建て方別にみると、一戸建住宅では約 8.4 万戸、共同住宅等では約 8.8 万戸となっており、耐震化率はそれぞれ約 67%、約 97%となっている。(表 2-4、図 2-2)

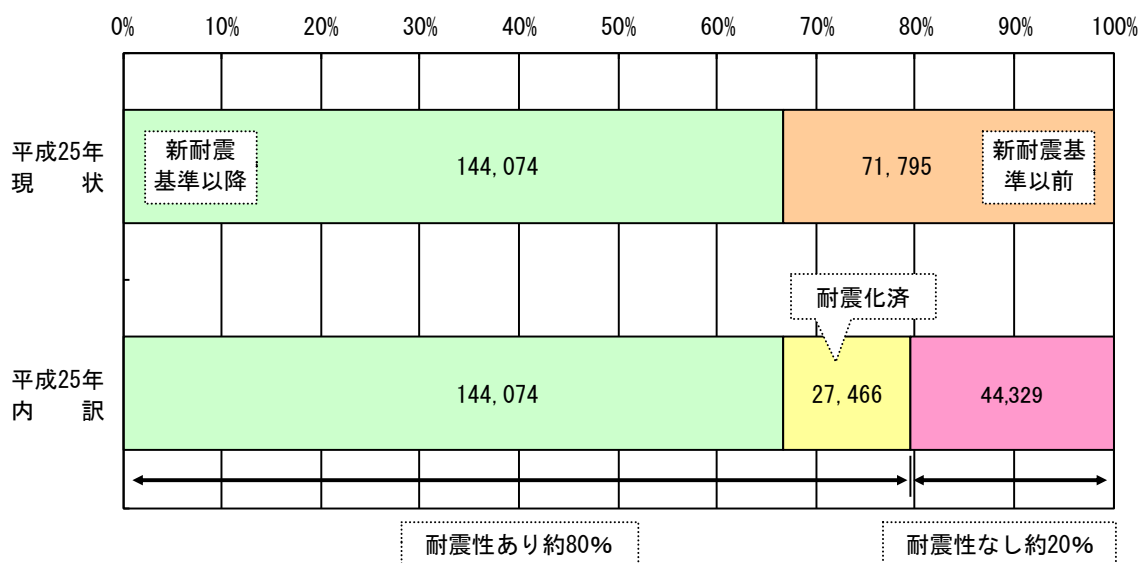
表 2-4 住宅の耐震化状況 (平成 25 年(2013 年))

建て方	住宅					耐震性のある住宅	平成 25 年(2013 年)耐震化率
	総数(戸)	新耐震以降	新耐震以前	耐震性あり	耐震性なし		
	A	B	C	D	E=C-D	F=B+D	G=F/A
一戸建住宅	125,789	72,624	53,165	11,435	41,730	84,059	66.8%
共同住宅等	90,080	71,450	18,630	16,031	2,599	87,481	97.1%
居住のある住宅	215,869	144,074	71,795	27,466	44,329	171,540	79.5%

注 1：平成 25 年(2013 年)住宅・土地統計調査<sup>※12</sup>に基づき、兵庫県の算定方法を用いて戸数及び耐震化率を算定

注 2：建て方の「共同住宅等」とは、一戸建住宅以外の住宅をいう

図 2 - 2 住宅の耐震化状況（平成 25 年(2013 年)）



② 多数の者が利用する民間建築物の耐震化状況

平成 27 年(2015 年)現在、耐震改修促進法で定められている多数の者が利用する民間建築物は約 1,710 棟あり、このうち新耐震基準以降は約 1,300 棟（76%）、新耐震基準以前は約 410 棟（24%）となっている。

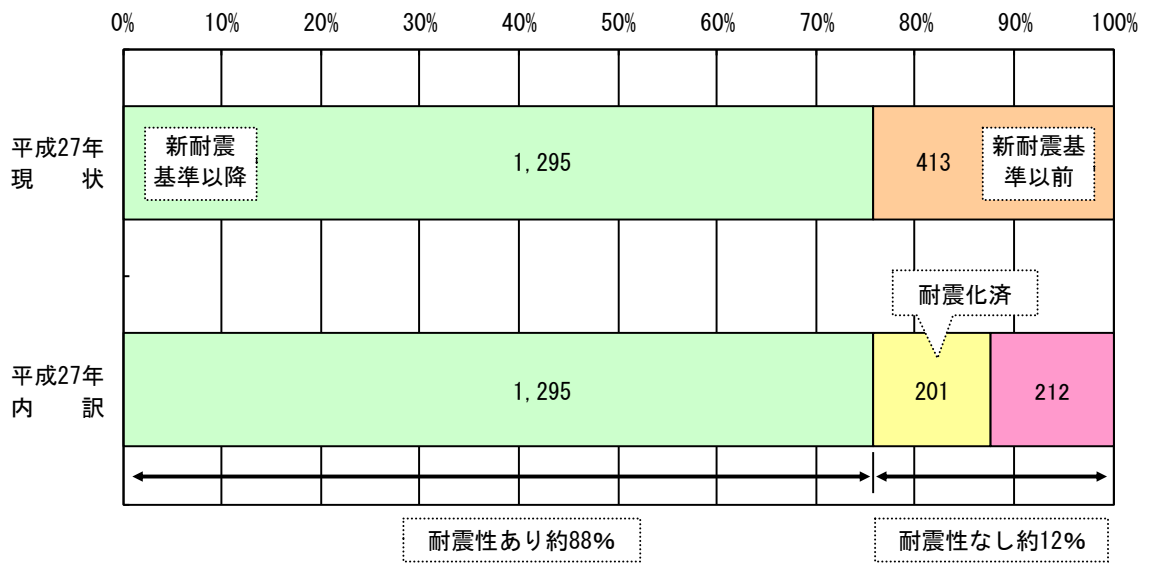
新耐震基準以前の建築物のうち、耐震改修の実施等によりすでに耐震性を有しているものは約 200 棟で、新耐震基準以降の建築物と合わせた 1,500 棟が耐震性を有していることになり、耐震化率は約 88%となっている。（表 2 - 5、図 2 - 3）

表 2 - 5 多数の者が利用する民間建築物の耐震化状況（平成 27 年(2015 年)）

建築物 総数 (棟)	新耐震 以降	新耐震 以前	耐震性		耐震性 のある 建築物	平成 27 年 (2015 年) 耐震化率
			あり	なし		
A	B	C	D	E=C-D	F=B+D	G=F/A
1,708	1,295	413	201	212	1,496	87.6%

注：多数の者が利用する建築物のデータベースをもとに、兵庫県および姫路市が実施したアンケート調査等の結果に基づき作成

図 2 - 3 多数の者が利用する民間建築物の耐震化状況（平成 27 年（2015 年））



③ 多数の者が利用する市有建築物の耐震化状況

平成 27 年（2015 年）現在、耐震改修促進法で定められている多数の者が利用する市有建築物は 557 棟あり、このうち新耐震基準以降は 238 棟（43%）、新耐震基準以前は 319 棟（57%）となっている。

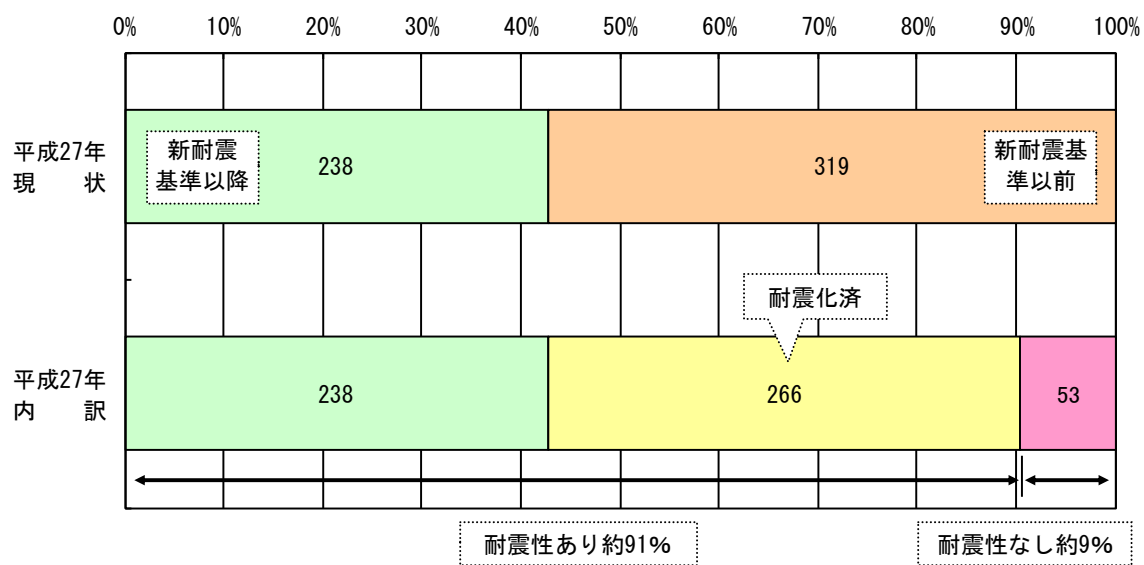
新耐震基準以前の建築物のうち、耐震改修の実施等によりすでに耐震性を有しているもの 266 棟で、新耐震基準以降の建築物と合わせた 504 棟が耐震性を有していることになり、耐震化率は約 91%となっている。（表 2 - 6、図 2 - 4）

表 2 - 6 多数の者が利用する市有建築物の耐震化状況（平成 27 年（2015 年））

建築物 総数 (棟)	新耐震 以降	新耐震 以前	耐震性		耐震性 のある 建築物	平成 27 年 (2015 年) 耐震化率
			あり	なし		
A	B	C	D	E=C-D	F=B+D	G=F/A
557	238	319	266	53	504	90.5%

注：姫路市関係各課への照会およびヒアリング結果に基づき作成

図 2 - 4 多数の者が利用する市有建築物の耐震化状況 (平成 27 年 (2015 年))



### (3) 耐震化の目標

耐震化の目標としては、建築物の耐震化率が最終的に 100%になることを目指すが、ここでは本計画の計画期間の最終年度である平成 37 年度(2025 年度)における目標値を示す。

#### ① 住宅の耐震化の目標

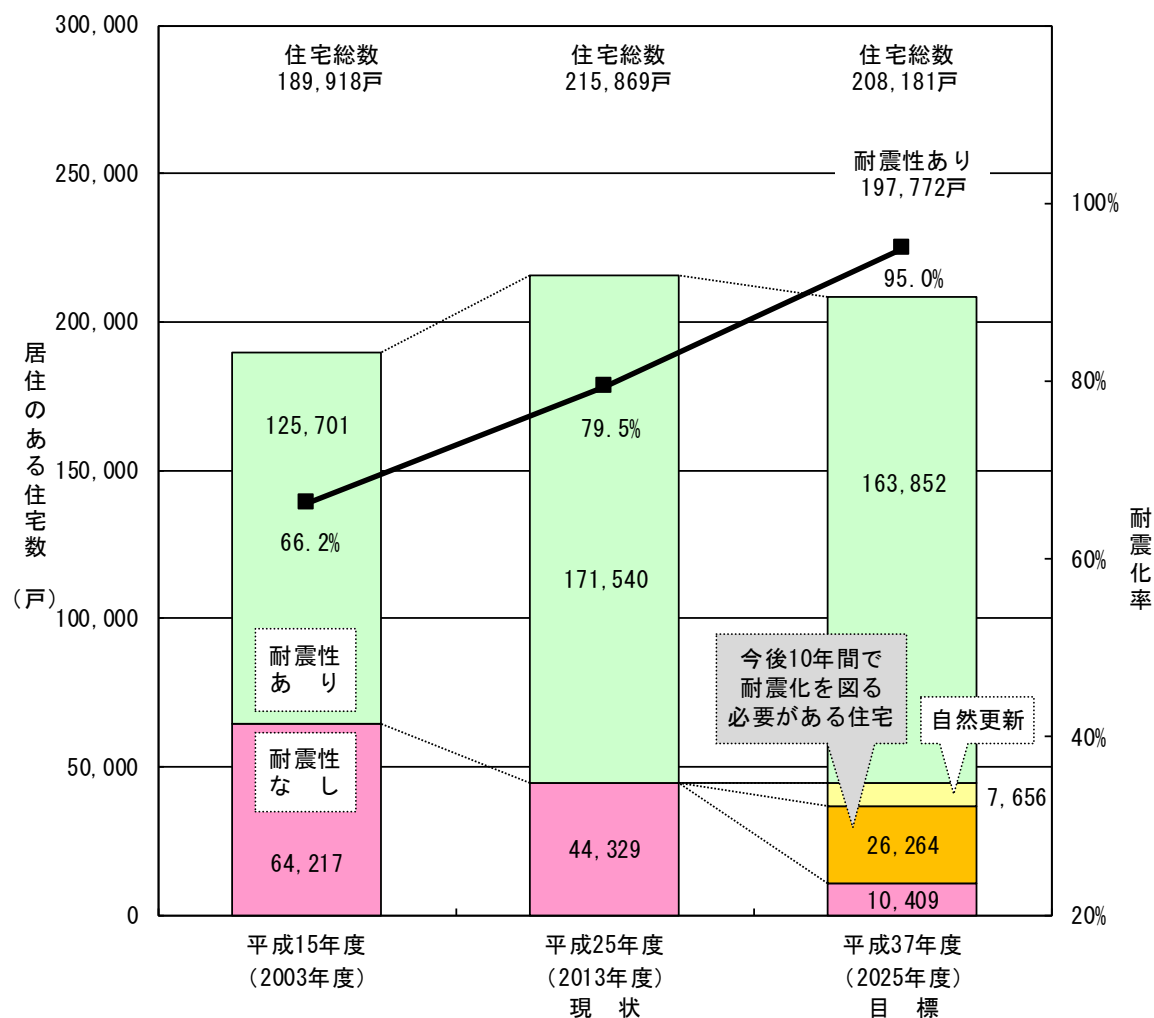
住宅の新築および自然更新<sup>\*13</sup>(建替え)が進んだ場合、平成 37 年度(2025 年度)の居住のある住宅数は約 20.8 万戸になると推計され、耐震化率は約 3%増の約 82%になると予測される。

耐震化の状況および将来推計、国の基本方針および県の計画における目標等を踏まえて、10 年後の平成 37 年度(2025 年度)における居住のある住宅の耐震化率の目標を 95%とする。(図 2-5)

これまでの年間約 2,000 戸の耐震化ペースでは、目標耐震化率には達しないため、これまでの約 1.4 倍の年間約 2,800 戸の耐震化が必要になる。



図 2 - 5 姫路市における住宅の耐震化の現状と目標

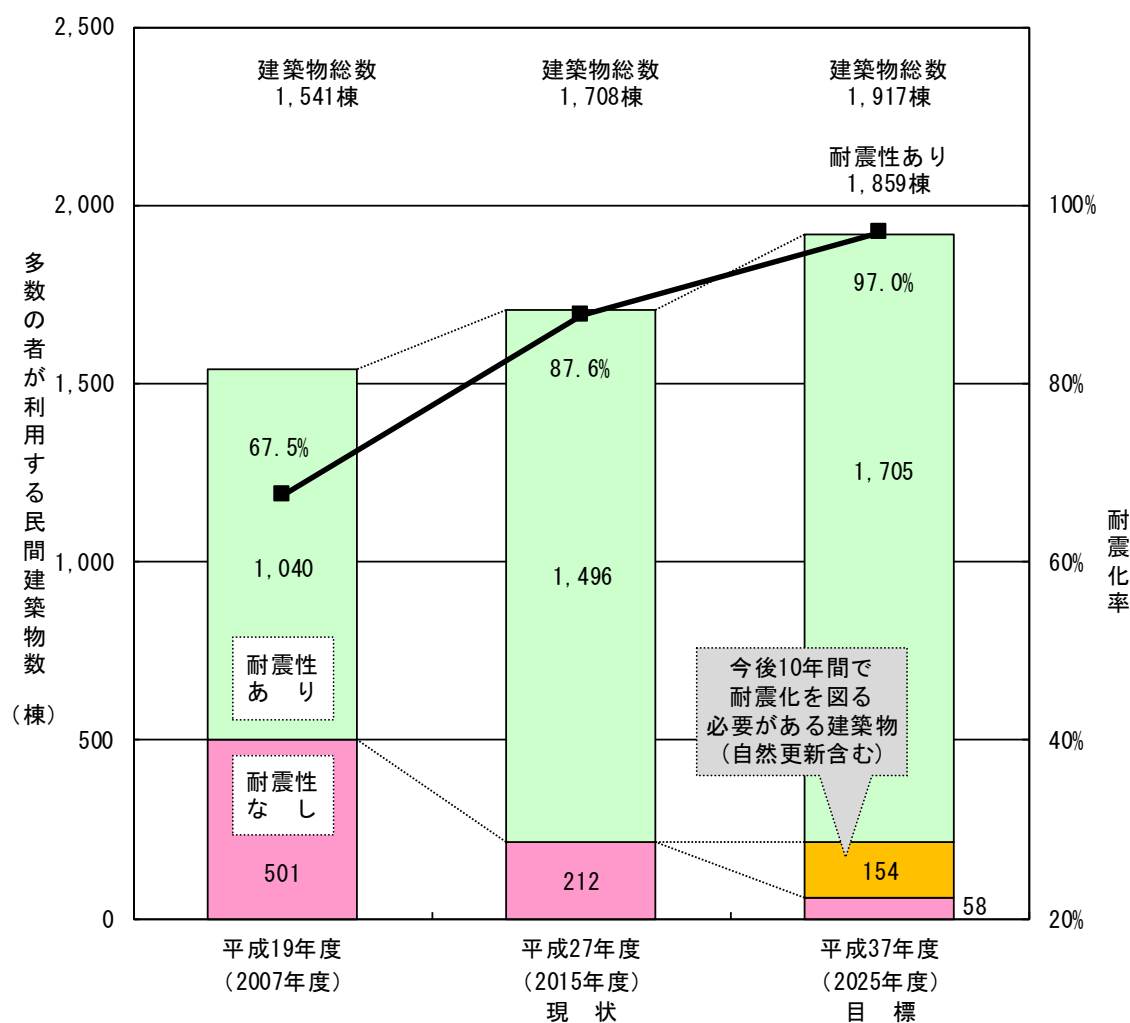


## ② 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する民間建築物の新築および自然更新（建替え）が進んだ場合、平成37年度(2025年度)の建物総数は約1,920棟になると推計され、耐震化率は100%に近づくものと予測される。

耐震化の現状および将来推計、国の基本方針および県の計画における目標等を踏まえて、10年後の平成37年度(2025年度)における多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を97%とする。(図2-6)

図2-6 多数の者が利用する民間建築物の耐震化の現状と目標

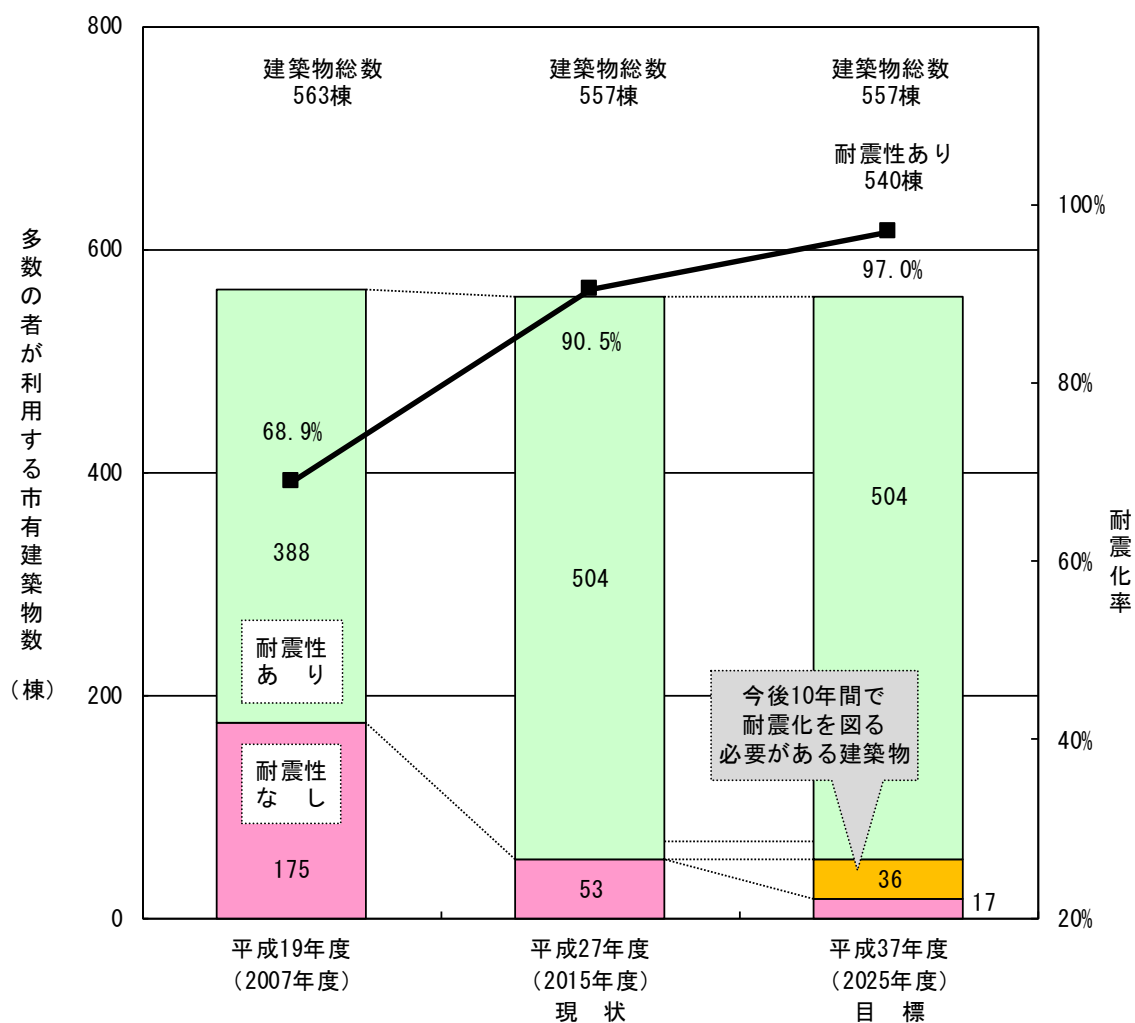


### ③ 多数の者が利用する市有建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する市有建築物については、本市の所管課が「姫路市公共施設のマネジメントに関する基本方針」や「姫路市住宅計画」等に基づき積極的に耐震化に取り組んでおり、耐震性のない建築物は平成27年（2015年）で50棟程度となっている。

耐震化の現状、県の計画の目標および上記の基本方針・計画の目標等を踏まえて、10年後の平成37年度（2025年度）における市有建築物の耐震化率の目標を97%とする。（図2-7）

図2-7 多数の者が利用する市有建築物の耐震化の現状と目標



### 3. 耐震化を促進するための支援策

#### (1) 支援策の実施状況

本市では、耐震改修促進計画策定以前より、耐震化の促進に向けた支援策を実施している。

##### ① 住宅の耐震化促進支援策

###### ア) 簡易耐震診断推進事業

(支援策)

新耐震基準以前に着工した戸建住宅・長屋・共同住宅について、簡易耐震診断員が住宅の地震に対する安全性を簡便な方法で評価し、耐震性の評価やポイントを所有者に報告するものに対する補助。

(実施状況)

平成18年度より開始している事業で、申請者の費用負担が少ないこともあり、平成18年度から平成27年度の10年間の合計が1,251戸(125戸/年)となっている。

###### イ) わが家の耐震改修促進事業

(支援策)

新耐震基準以前に着工した戸建・長屋・共同住宅のうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定された住宅について、耐震改修計画に基づき実施する改修工事の費用、小規模型改修工事の費用、改修工事と併せて実施する家具等を固定する工事の費用に対する補助。

(実施状況)

耐震改修計画策定費補助は、平成15年度より開始している事業で、平成15年度から平成27年度の13年間の合計が290戸(22戸/年)となっており、平成26年度からは兵庫県の直接補助になっている。

耐震改修工事費補助は、平成 15 年度は兵庫県、平成 16 年度から姫路市の上乗せ補助となり、平成 15 年度から平成 27 年度の 13 年間の合計が、178 戸（14 戸/年）となっている。

耐震改修工事補助申請者のみであるが、姫路市独自で家具固定工事費補助を平成 25 年度より設けているが、平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間で、1 戸のみとなっている。

小規模型改修工事費補助も姫路市独自の補助で、平成 26 年度から開始しており、初年度こそ 1 戸のみしか利用がなかったが、2 年目の平成 27 年度は、5 戸となっている。

## ウ) 住まいの耐震化促進事業

(支援策)

新耐震基準以前に着工した耐震性の低い戸建・長屋住宅を現地で建替える場合に、費用の一部を補助。

(実施状況)

住宅建替工事費補助も姫路市独自の補助で、平成 27 年度から開始しており、初年度から年間予定戸数の半数以上の 7 戸となっている。

その他に姫路市独自で平成 27 年度より開始している防災ベッド<sup>※14</sup>等の設置助成事業がある。

## ② 住宅以外の建築物の耐震化促進支援策

### ア) 中規模多数利用建築物耐震診断助成事業

平成 27 年度から開始しており、耐震改修促進法の指示対象建築物を対象として耐震診断に要する費用の一部を助成。

### イ) 緊急輸送路沿道建築物耐震化助成事業

平成 24 年度から開始しており、緊急輸送路沿道の建築物を対象として、耐震診断及び耐震補強設計に要する費用の一部を助成。

## ウ) 耐震診断義務付け建築物耐震化助成事業

平成 26 年度から開始しており、耐震診断の義務化対象となる規模・用途の建築物を対象として、耐震補強設計に要する費用の一部を助成。

## ③ 兵庫県等の耐震化促進支援策の活用

### ア) 兵庫県の支援策

#### ・ わが家の耐震改修促進事業（耐震診断・改修計画策定費補助）

新耐震基準以前に着工した戸建住宅・長屋・共同住宅について、精密な耐震診断を実施し耐震改修計画を策定する費用に対しての補助。

#### ・ 住宅耐震改修工事利子補給事業

金融機関から融資を受け、わが家の耐震改修促進事業により住宅の耐震改修工事を実施する場合に、県が利子の一部に対して補助。

### イ) 兵庫県住宅供給公社の支援策

#### ・ 戸建住宅への支援

新耐震基準以前に公社が分譲した戸建住宅を対象として、耐震診断・改修に係る補助制度の PR の実施。

#### ・ 共同分譲住宅への支援

新耐震基準以前に公社が分譲した共同住宅を対象として、耐震診断及び耐震改修に係る業務を受託し実施。

### ウ) (公財)ひょうご住まいサポートセンターの支援策

#### ・ 戸建住宅への支援

新耐震基準以前の戸建住宅で簡易耐震診断を受けたことがある所有者を対象として、耐震改修計画等に関する技術的アドバイスや、事業化支援に関するアドバイスを行うアドバイザーの派遣。

・ **共同住宅への支援**

新耐震基準以前の共同住宅で耐震診断または耐震改修を計画している管理組合や家主を対象として、耐震診断・改修計画等に関する技術的アドバイスや、事業化支援に関するアドバイスを行うアドバイザーの派遣。

**エ) (公財)兵庫県住宅建築総合センターの支援策**

センターの中に設置された兵庫県耐震診断改修計画評価委員会が、耐震診断・改修計画の評価を行うことにより、民間建築物の耐震改修計画策定を支援。

**オ) (独) 都市再生機構の支援策**

新耐震基準以前の共同分譲住宅を対象として、耐震診断及び耐震改修に係る業務を受託し実施。

**カ) (独) 住宅金融支援機構の融資**

リフォームと併せて耐震改修工事を実施する場合に、優遇金利が適用される融資（耐震改修工事型リフォームローン<sup>※15</sup>）が用意されている。

**キ) その他の機関の支援策**

私立学校が校舎等の耐震改修工事を実施する場合に利用できる、国庫補助事業が用意されている。

## (2) 耐震化を促進するための支援策の課題

兵庫県が平成 27 年(2015 年)6 月に実施した「補助制度に関するアンケート調査」の結果からみた、耐震化を促進する上での課題は以下のとおりである。

### ① 耐震改修工事

#### ア) 課題

耐震診断実施後に所有者が求めていることとしては、「具体的な改修方法の提案(30%)」や「工事費の概算・相場の紹介(18%)」など次のステップへ進むために必要な情報の提供が多い。また、「予測される地震と対策の必要性の説明(19%)」など、基礎的な知識の提供も多くなっている。

耐震改修工事を実施した者の意見としては、「費用が妥当かどうか迷った(32%)」や「設計・施工業者の選定が難しい(16%)」など工事や業者に関する適切な情報提供を求める声が多くなっている。

#### イ) 原因

耐震診断実施後にフォローアップしたくてもできないとする診断員が6割と多い(59%)。

その理由としては「営業活動が禁止されている(31%)」や「業務範囲外である(28%)」など制度上の制約があるため。

改修工事を行わなかった理由としては、「改修の効果に不安がある(17%)」が多く、改修により耐震性が向上する仕組みが十分理解されていないものと考えられるため。



## ② 耐震改修補助事業

### ア) 課題

補助事業が使いにくいとする者が7割を占めており(73%)、その理由としては、「手続きに時間がかかる(38%)」が特に多く、「提出書類が多い(20%)」「補助対象の仕分けが面倒(14%)」なども含め手続きに関する改善が多くなっている。

### イ) 原因

これまでの補助事業の実施主体の多くは兵庫県であり、提出書類は姫路市から兵庫県へ経由されるため、どうしても手続きに時間がかかっていたため。

### (3) 耐震化を促進するための今後の支援策

補助額や補助対象が他都市に比べて高い水準にある現在の補助制度を維持しつつ、耐震化のきっかけとなる支援策の拡充を図り、着実に耐震化を促進する。

本市がこれまでに提供してきた地震による被害や耐震化の必要性・進め方、耐震改修の方法、耐震関連の補助制度等の情報について、今後も引き続き提供を行う。

前段で述べた施策を引き続き着実に推進しながら、以下の施策に取り組む。

#### ① 耐震改修工事

耐震診断を受けて結果が良くなかったものの、耐震改修の効果が分からないため工事に踏み切れなかった人もいることから、簡易耐震診断員が診断後のフォローアップを実施できるなど、県が構築する「事業者が進んで意識啓発に動く仕組み」を活用し、民間事業者とより一層連携した普及・啓発に取り組む。

#### ② 耐震改修補助事業

ひょうご住まいの耐震化促進事業の見直しにより、平成 29 年度より段階的に補助事業の実施主体が姫路市になることにより、手続きの簡略化を図る。

また、兵庫県の市町支援プログラムを踏まえ、姫路市が主体性を持ち事業を実施して行く。

現在、簡易耐震診断の費用の一部を所有者が負担しているが、今後の住宅の耐震化の進捗状況を検証し、無料化について検討する。

#### (4) 市有建築物の耐震化の促進

市有建築物については、「公共施設のマネジメントに関する基本方針」を踏まえ、早期に全ての建築物の耐震性が確保されるよう、所管課を中心として耐震診断や耐震改修の実施時期を定め、総合的かつ計画的に耐震化に取り組む。

## 4. 耐震化を促進するための普及・啓発

### (1) 普及・啓発の実施状況

#### ① 普及・啓発の実施状況

本市では、耐震改修促進計画を策定中の平成 19 年度(2007 年度)から、耐震化の促進に向けた普及・啓発を実施しているが、当初 4 年間は「市政出前講座<sup>※16</sup>」において耐震診断・改修の必要性や耐震補強の考え方、耐震補助制度の紹介を行う程度であった。

平成 23 年度(2011 年度)からは、耐震関連補助制度等を紹介した「パンフレット」の製作・配布を開始し、耐震化を促進するための普及・啓発に本格的に取り組み始めた。

また、平成 24 年度(2012 年度)からは自治会における啓發文書の「隣保回覧」や小・中学生からポスターを募集・展示する「耐震化啓発ポスター展」の開催、イベント等における「耐震化啓発うちわ」の配布を行い、平成 25 年度(2013 年度)からは補助制度や補強方法を紹介して市民の相談に応じる「住宅耐震相談会」の開催やマグネット、シール等の「耐震化啓発グッズ」の配布を行うなど、耐震化の促進に向けた普及・啓発に積極的に取り組んでいる。

#### ② 普及・啓発の実施効果

##### ア) 市政出前講座

10 人以上の団体・グループから申し込みがあった場合に開催していることから、9 年間の実施回数は 23 回(2~3/年)、参加人数は 529 人(23 人/年)で近年は減少する傾向にあるが、市役所まで来ることができない市民などに対して直接説明できるなど一定の効果がある。

## イ) パンフレットの配布

耐震関連補助制度だけではなく地震の危険性や耐震化の流れ等についても詳細に紹介していることから、市民が耐震診断・改修に取り組む際に必要となる知識・情報等を提供するものとして配布効果は大きい。

## ウ) 隣保回覧の配布

毎年1回実施している「隣保回覧」の配布は、市内の全自治会を対象として耐震化に関する啓発文書を回覧しており、自治会に加入している多くの市民が目にすることから、市民が耐震診断・改修に取り組むきっかけづくりとして効果は大きい。

## エ) 耐震化啓発ポスター展の開催

市内の小中学生に対して応募し、特選・入選作品を児童・生徒や家族・市民等に広く見てもらうことにより、本市の将来を担う子どもたちの耐震化に関する意識を醸成するという点での効果が大きい。

## オ) 住宅耐震相談会の開催

平成25年度から毎年1回開催している住宅耐震相談会は、多い年でも相談者が十数人程度にとどまっているが、市民が身近な場所で気軽に相談できる機会になっており、耐震診断・改修に取り組むきっかけづくりとなっている。

## カ) 耐震化啓発グッズ等の配布

本市の耐震化推進キャラクターである『ジョー・ヒメジ』をデザインに用いたマグネットとシールを、イベント等でそれぞれ500個程度配布しており、耐震化について市民に興味を持ってもらう上で一定の効果がある。

## (2) 耐震化を促進するための普及・啓発

知識の普及や意識の啓発を充実するため、以下の施策を実施する。

### ① 相談体制の充実

#### ア) 耐震相談窓口

市民や建築物の所有者からの耐震化の進め方や耐震関連補助制度の利用に関する相談については、本市担当課を窓口として対応しているが、より迅速かつ的確に対応できるよう努める。

#### イ) 住宅耐震相談会

本市では、住宅の耐震化に関する補助制度や耐震改修の方法等を紹介して市民の相談に応じる「住宅耐震相談会」を、毎年1回開催している。

参加者は多くないものの、市民が身近な場所で気軽に相談できる機会であることから、開催回数や場所・時間などを工夫し、相談者の増加を図る。

### ② 情報提供の充実

#### ア) 情報提供の方法

市民が住宅の耐震化に取り組む上で必要な情報を入手できるようにするため、市の「ホームページ」や「広報ひめじ」を活用して、耐震化の進め方や耐震関連補助制度等に関する情報提供を継続的に行う。

広報誌や回覧は多くの市民が確実に目にするものであり、耐震化に取り組むきっかけづくりとして有効であることから、「広報ひめじ」への掲載回数や自治会での「回覧」回数を拡充する。

「県の計画」に掲げる意識啓発活動の目標である「草の根意識啓発活動」について、今後、実施方法や実施計画等を検討する。

#### イ) 情報提供の内容

本市がこれまでに提供してきた地震による被害や耐震化の必要性・進め方、耐震改修の方法、耐震関連の補助制度等の情報について、今後も引き続き提供を行う。

また、業者の選定が難しかったとする意見が多いことから、「県の計画」に掲げる「事業者支援プログラム」を活用し、補助を受けた耐震改修工事を施工する事業者の工事实績や事例等について情報提供を行う。

### ③ 普及・啓発の充実

#### ア) 地域との連携

自治会等の団体・グループと連携した「市政出前講座」や、小・中学校と連携した「耐震化啓発ポスター展」、自治会を通じての回覧板や自治会向け啓発ポスターの配布など、今後も地域と連携した普及・啓発に取り組んでいく。

#### イ) 民間事業者との連携

耐震関連事業者の広告を掲載した「耐震化啓発うちわ」などの配布や、「住宅耐震相談会」の(一社)兵庫県建築事務所協会姫路支部との合同開催、「簡易耐震診断」を実施する際の簡易耐震診断員の派遣など、今後も民間事業者と連携した普及・啓発に取り組んでいく。

また、啓発用シートを業者に貸し出して、耐震改修工事の足場に取り付けてもらい普及・啓発に取り組んでいく。

## 5. 総合的な地震対策の促進

### (1) 建築物の総合的な地震対策

平成7年(1995年)に発生した阪神・淡路大震災では、死亡・負傷した人の原因の多くが住宅・建築物の倒壊や家具等の転倒によるものであったとされている。

また、平成23年(2014年)に発生した「東日本大震災」では、つり天井の崩落や窓ガラス・外壁タイルの落下による被害のほか、エレベーターが緊急停止して閉じ込められる被害も多数発生したと言われている。

住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、地震発生時における建築物の総合的な安全性を確保するため、以下に示す地震対策を周知・徹底し支援策の情報提供に努める。

#### ① 命を守るための対策

住宅・建築物の倒壊による致命的な被害を防止するため、安全な空間を確保することの必要性について周知・徹底するとともに、「防災ベッド等設置助成事業」を活用した防災ベッドや耐震シェルター<sup>\*17</sup>等の設置が促進されるよう積極的に情報提供を行う。

#### ② 家具等の転倒防止策

家具等の転倒による人的被害の発生や避難の妨げを防止するため、家具等を固定することの必要性について周知・徹底するとともに、「家具固定工事費補助」を活用した家具等の固定が促進されるよう積極的に情報提供を行う。



### ③ 天井等の非構造部材の落下防止策

大規模なつり天井等の非構造部材の落下による人的被害の発生を防止するため、定期点検により適切な維持・管理を行い、必要に応じて補強・改修を行うよう周知・徹底する。

### ④ エレベーターの安全対策

エレベーターの緊急停止や閉じ込めによる被害を防止するため、地震発生時における運行方法や対処方法について、利用者と管理会社・メンテナンス会社等が相互に確認し情報を共有するよう周知・徹底する。

### ⑤ 外壁や屋外広告物等の落下防止策

外壁等の落下による人的被害の発生や避難の妨げを防止するため、定期的に安全性の確認を行い、劣化・損傷や錆・腐食があるものについては補修・補強や付け替え・撤去を行うよう周知・徹底する。

### ⑥ ブロック塀等の倒壊防止策

ブロック塀等の倒壊による人的被害の発生や避難の妨げを防止するため、定期的に安全性の確認を行い、傾きやひび割れがあるものについては補修・補強や建替え・撤去を行うよう周知・徹底する。

## (2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進

### ① 要緊急安全確認大規模建築物の位置付け

病院・店舗・旅館・体育館等の不特定多数の者が利用する建築物、小中学校・幼稚園・保育所・老人ホーム等の避難路確保上特に配慮を要する者が利用する建築物、一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場・処理場を「要緊急安全確認大規模建築物」として位置付ける。(表5-1)

表5-1 要緊急安全確認大規模建築物の概要

分類	用途	規模
不特定多数の者が利用する大規模建築物	病院、店舗、旅館等	3階以上 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	体育館	1階以上 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
避難路確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物	老人ホーム等	2階以上 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上
	小学校、中学校等	2階以上 床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上
	幼稚園、保育所	2階以上 床面積 1,500 m <sup>2</sup> 以上
一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等	危険物貯蔵場等	1階以上 床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上

### ② 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の促進

国の補助制度を活用して、早期に耐震改修に取り組むよう、所有者・管理者に対して積極的に働きかけを行う。

注：要緊急安全確認大規模建築物は、耐震改修促進法に基づいて、平成27年(2015年)12月31日までに耐震診断を実施し結果を報告することが義務付けられていた。

### (3) 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化の促進

#### ① 地震時に通行を確保すべき道路の指定

地震発生時における緊急物資の輸送や住民の円滑な避難を確保するため、沿道建築物の耐震化の促進を図る必要がある道路（耐震改修促進法第6条第3項第2号）として、兵庫県地域防災計画（平成27年（2015年）修正）における「緊急輸送道路<sup>\*18</sup>（幹線・一般）」を指定する。（表5-2）

なお、耐震診断を実施し結果を報告することを義務付けて、沿道建築物の耐震化の促進を図る必要がある道路（耐震改修促進法第6条第3項第1号）の指定については、県と連携して道路の通行の確保のため耐震化が必要な沿道建築物の実態を把握し、必要に応じて指定を検討する。

#### ② 地震時に通行を確保すべき道路沿道の耐震化の促進

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道に立地する建築物のうち耐震化が必要な建築物については、「緊急輸送路沿道建築物耐震化助成事業」等の支援策を活用して耐震診断・改修に取り組むよう、所有者・管理者に対して積極的に働きかけを行う。

表5-2 地震時に通行を確保すべき道路

路線名	起点の地名	終点の地名	路線現況延長 (供用予定を含む)	管理者名
一般道国道2号	明石市磯町3丁目10-47(和坂交差点)	揖保郡太子町山田655-2(姫路BP太子竜野BPI先)	41.1 km	兵庫県
一般道国道2号(姫路バイパス)	高砂市神爪6丁目(加古川BP姫路BP境)	揖保郡太子町山田655-2(姫路BP太子竜野BP境)	19.0 km	直轄
一般道国道29号(姫路西バイパス)	姫路市太市中909-1(太子町姫路市境)	姫路市相野939-13(相野ランプ)	2.7 km	直轄
一般道国道29号(姫路北バイパス)	姫路市相野939-13(相野ランプ)	姫路市林田町下伊勢607(下伊勢ランプ交差点)	1.6 km	直轄
一般道国道29号	姫路市林田町下伊勢607(下伊勢ランプ交差点)	宍粟市波賀町戸倉(兵庫県鳥取県境)	64.0 km	直轄
一般道国道250号	明石市小久保2丁目1-39(小久保交差点)	姫路市白浜町丙482-7(宇佐崎車交差点)	28.8 km	兵庫県
一般道国道250号	姫路市白浜町丙482-7(宇佐崎車交差点)	姫路市飾磨区中島3丁目168(中島2目交差)	4.0 km	兵庫県
一般道国道250号	姫路市飾磨区中島3丁目168(中島2目交差点)	赤穂市福津(兵庫県岡山県境)	48.2 km	兵庫県
一般道国道312号	神崎郡福崎町福崎新132(福崎大橋西交差点)	姫路市市川橋通2丁目24-1(姫路天神前)	15.5 km	兵庫県
一般道国道312号	姫路市御国野町国分寺559(御国野交差点)	姫路市継632-1(姫路東ランプ)	2.8 km	兵庫県
播但連絡道路	朝来市和由山町加都(和田山JCT)	高砂市北兵町西兵158(姫路JCT)	63.4 km	地方道路公社等
播但連絡道路	姫路市豊高町御蔭123(豊高ランプ)	姫路市砥堀1116-1(砥堀北交差点)	1.3 km	地方道路公社等
一般道372号	篠山市古市147(古市交差点)	姫路市野里109-10(二本松交差点)	51.4 km	兵庫県
一般道372号	姫路市飾真町塩崎554(豊富御国野線交差点)	姫路市飾真町佐良和1163-3(山陽姫路IC)	1.7 km	兵庫県
三木兵粟線	兵庫県加西市下宮木町413(下宮木交差点)	兵庫県姫路市安富町安志1047(国道29号交差点)	30.3 km	姫路市
太子御津線	揖保郡太子町鶴1402-7(鶴東交差点)	姫路市網干区余子浜221(網干大橋東詰)	5.6 km	兵庫県
姫路神河線	姫路市田寺5丁目5-17(安室小学校前交差点)	姫路市夢前町前之庄1991(前之庄市川線交差点)	13.7 km	兵庫県
小野香寺線	姫路市船津町4011(中野交差点)	姫路市香寺町広瀬457-3(広瀬北交差点)	1.4 km	兵庫県
姫路停車場線	姫路市北条1丁目48-1(姫路駅南交番前交差点)	姫路市平野町62(下寺町交差点)	1.3 km	兵庫県
阿成姫路停車場線	姫路市北条1丁目85(姫路総合庁舎北交差点)	姫路市北条1丁目48-1(姫路駅南交番前交差点)	0.1 km	兵庫県
田寺今在家線	姫路市田寺3丁目7-15(田寺3丁目交差点)	姫路市西今宿3丁目(今宿西交差点)	1.5 km	兵庫県
和久今宿線	姫路市中地364(姫路陸上競技場前交差点)	姫路市南車崎2丁目3-48(車崎東交差点)	2.6 km	兵庫県
姫路環状線	姫路市峰南町1-70(姫路駐屯地)	姫路市増位本町1丁目1-3(軍人橋北交差点)	0.3 km	兵庫県
砥姫本町線	姫路市増位本町1丁目1-3(軍人橋北交差点)	姫路市伊伝居95-25(中ノ町交差点)	0.3 km	兵庫県
砥姫本町線	姫路市本町68(姫路医療センター前)	姫路市綿町144(姫路市民会館前)	1.0 km	兵庫県
国分寺白浜線	姫路市灘596-1(姫路東ランプ交差点)	姫路市白浜町丙482-7(宇佐崎東交差点)	1.7 km	兵庫県
飾東御寄停車場線	姫路市花田町上原田307-3(上原田交差点)	姫路市花田町上原田349-3(花田IC西交差点)	0.3 km	兵庫県
中国自動車道	北区・三木市境	兵庫県岡山県境	90.5 km	西日本高速道路(株)
山陽自動車道	北区・三木市境	兵庫県岡山県境	78.4 km	西日本高速道路(株)
臨港道路姫路飾磨線	姫路市飾磨区今在家1416-1(今在家東交差点)	姫路市飾磨区細江1292-4	2.5 km	兵庫県
幹第7号線	姫路市安田3丁目15	姫路市延未	0.6 km	姫路市
幹第21号線	姫路市延未	姫路市手柄93	0.3 km	姫路市
幹第21号線	姫路市延未93	姫路市中地375	0.6 km	姫路市
幹第23号線	姫路市中地364	姫路市飾磨区今在家1416-1(今在家東交差点)	2.8 km	姫路市
幹第48号線	姫路市田寺3丁目7-15(田寺3丁目交差点)	姫路市田寺5丁目5-17(安室小学校前交差点)	0.5 km	姫路市
幹第49号線	姫路市野里940	姫路市伊伝居98-1	0.3 km	姫路市

資料：兵庫県地域防災計画（平成27年（2015年）修正）

## 6. その他耐震化の促進に関し必要な事項

### (1) 耐震化の実施状況の把握

平成 37 年度（2025 年度）における耐震化の目標の達成に向けて、住宅や多数の者が利用する建築物（民間・市有）の耐震化の状況、および目標の達成状況について適宜把握に努める。

特に、多数の者が利用する民間建築物については、既存のデータを活用して耐震化状況を把握するための台帳を整備し、アンケート調査や定期報告による耐震化状況、建替え・滅失状況、建築確認申請による新築状況等を踏まえて台帳のデータを随時更新し、常に最新の耐震化状況が把握できるように努める。

計画期間（平成 28 年度（2016 年度）～37 年度（2025 年度））の中間時点（平成 32 年度（2020 年度）末）を目途に、本計画に基づく耐震化施策の実施状況と目標の達成状況を把握し、施策の実施効果等について検証を行う。

### (2) 耐震化の目標・施策の見直し

本計画の内容に大きな影響を与える法制度の改正状況や関連計画・制度の策定・改定状況、社会・経済情勢の変化や社会・市民ニーズの変化等について適宜把握を行い、必要に応じて耐震化の目標および施策について見直しを行う。

## 用語の解説

### ※1 新耐震基準 [P. 1]

昭和56年(1981年)の建築基準法改正による現在の耐震基準を新耐震基準と言ひ、中規模地震(震度5強程度)に対してほとんど損傷を受けず、大規模地震(震度6強～震度7程度)に対して人命に危害を及ぼす倒壊等の被害を生じないことを目標として定められた基準。

### ※2 耐震改修促進法(建築物の耐震改修の促進に関する法律) [P. 1]

新耐震基準に適合していない建築物の耐震診断・改修の促進を目的として、平成7(1995年)年12月25日に施行された法律。平成18年(2006年)1月の改正では、学校や病院等の建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標等を盛り込んだ計画の策定が都道府県に義務づけられた。平成25年11月の改正では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の人が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を要する人が利用する大規模な建築物について、耐震診断を行い報告することが義務づけられた。

### ※3 耐震改修促進計画 [P. 1]

建築物の耐震診断・改修等の耐震化の取り組みを計画的に進めることを目的として、耐震化の数値目標や具体的な施策を盛り込んだ計画。都道府県については策定が義務づけられており、市町村についても建築物の耐震診断・改修を促進するための計画として策定の努力義務が課せられている。

### ※4 耐震診断 [P. 1]

地震の揺れによって建築物がどの程度の被害を受けるのかを調べ、地震に対する強さや安全性を評価すること。建築物の形状や骨組みの粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形等による損傷の影響等を総合的に考慮して判断する。

### ※5 耐震改修 [P. 1]

新耐震基準に適合していない建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、増築・改築、修繕・模様替え、および敷地の整備(擁壁の補強等)を行うこと。

## ※6 耐震化率 [P. 1]

耐震性を満たしている建築物（新耐震基準以降の建築物、新耐震基準以前の建築物で耐震性を満たしているものおよび耐震改修実施済のもの）の合計が、建築物の総数に占める割合。

## ※7 兵庫県耐震改修促進計画 [P. 2]

地震による建築物の倒壊および被害を軽減するために、県・市町・事業者の力を総動員して地域毎の課題に取り組むことを目的として策定された計画。耐震化率の目標を定めるとともに、耐震診断・改修を促進するための施策を示している。平成28年(2016年)3月に改定。

## ※8 姫路市地域防災計画 [P. 2]

地震等の大規模な災害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策・復旧対策を行うため、災害対策基本法に基づき姫路市その他防災上重要な施設管理者等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。平成27年度(2015年度)に修正版を策定。

## ※9 姫路市総合計画 [P. 2]

姫路市の都市づくりの理念と方向を示す計画。安全・安心で快適な都市づくりとして「市庁舎や学校施設などの公共建築物の耐震対策を進めるとともに、民間建築物についても防災対策の重要性を周知し、住宅の耐震診断や耐震改修工事を促進することにより、地震に強い住宅の普及に努める」ことが示されている。平成21年(2009年)3月に改定。

## ※10 姫路市公共施設のマネジメントに関する基本方針 [P. 2]

公共施設の「最適なストック量（保有量）」と「最適な管理運営」の実現を目的として、公共施設の総合的かつ長期的な計画、管理活動に関する基本的な考え方を示したもの。平成24年(2012年)6月策定。

## ※11 姫路市住宅計画 [P. 2]

住み良い住まいやまちをつくるため、将来の目標や取り組みの基本的な方針、具体的な施策等を定めた住宅政策を総合的に推進していくための指針となる計画。平成28年(2016年)3月に改定。

## ※12 住宅・土地統計調査 [P. 8]

総務省統計局が5年ごとに実施している、住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅および世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を全国、都道府県および市町村別に明らかにしている。

## ※13 自然更新 [P. 12]

老朽化した住宅・建築物を建替えることにより、新しい住宅・建築物に更新すること。

## ※14 防災ベッド [P. 17]

睡眠中に地震が発生して住宅が倒壊した場合でも、安全な空間を確保して体や命を守ることを目的として作られたベッドで、木製や鉄骨製など様々なタイプのものが用意されている。

## ※15 耐震改修工事型リフォームローン [P. 19]

住宅のリフォームとあわせて認定を受けた耐震改修計画に基づき耐震改修工事を行う場合に、独立行政法人住宅金融支援機構が優遇金利で行うローン。

## ※16 市政出前講座 [P. 24]

市政や市民生活上の身近な問題等をテーマとした講座メニューの中から、市民の希望に応じて市の職員が講師として地域に出向き説明をするもの。

## ※17 耐震シェルター [P. 28]

地震が発生して住宅が倒壊した場合でも、安全な一部屋を確保して体や命を守ることを目的として作られた強固な箱型の空間で、木製や鉄骨製など様々なタイプのものが用意されている。

## ※18 緊急輸送道路 [P. 31]

震災発生後の救助・救急・医療・消火活動を迅速に行い被災者に緊急物資を供給するため、兵庫県および姫路市の地域防災計画に位置付けられている道路。





発行 姫路市都市局まちづくり推進部建築指導課  
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地  
TEL (079)-221-2547  
FAX (079)-221-2548  
E-mail [kentikus@city.himeji.hyogo.jp](mailto:kentikus@city.himeji.hyogo.jp)